

平成25年11月29日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 平成25年11月29日(金)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 平成25年11月29日(金)
午後4時15分
- 3 招集の場所 市民会館31号室
- 4 出席委員の氏名 倉橋 徳彦
瀬田 眞澄
大槻 豊子
塩見 佳扶子
荒木 徳尚
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教 育 部 長 大 柿 日 出 樹
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 坂 本 幸 彦
次 長 兼 教 育 総 務 課 長 池 田 聡
教 育 総 務 課 参 事 眞 下 誠
次 長 兼 学 校 教 育 課 長 芦 田 誠
学 校 教 育 課 参 事 森 山 眞
次 長 兼 生 涯 学 習 課 長 和 田 大 顕
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 芦 田 收
図 書 館 中 央 館 長 塩 見 英 世
中 央 公 民 館 長 田 中 久 志
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
次 長 兼 教 育 総 務 課 長 池 田 聡
- 7 議事及び議題
別添のとおり
- 8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第18号 原案どおり可決、承認

議第19号 原案どおり可決、承認

議第20号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

平成 年 月 日

福知山市教育委員会 委員長

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議調製者 教育部長

教育委員会会議録

1. 開会

倉橋委員長が開会を宣告。

2. 前回会議録の承認

10月定例教育委員会会議録について、出席委員全員異議なく、承認されました。

3. 教育長報告の要旨

荒木教育長から以下の報告がありました。

- (1)「今後の地方教育行政の在り方について」の全国市町村教育連合会（小比類巻勲会長）意見書について

「地方教育行政の在り方について」は、中央教育審議会教育制度分科会を中心に審議が行われております。

全国市町村教育委員会連合会から「今後の地方教育行政の在り方について」に関する意見がまとめられました。その中で、教育委員会制度については、基本的には教育の政治的中立、継続性、安定性の確保から現状維持の方向を支持する意見が9割を超えたということです。

また、審議経過報告にある「教育長を首長の補助機関とするとともに、教育委員会を首長の附属機関とする案」、これはA案ですが、これと「教育長を引き続き教育委員会の補助機関とするとともに、教育委員会の性格を改めた執行機関に改革する案」、これはB案ですが、いずれの案に対しても不安要素があることをあげ、政治的中立性、継続性、安定性が確保され、具体化した案ができることを今後に期待するということが述べられております。

さらに各市町村教育委員会が、形骸化や責任問題、首長との連携、危機管理等の諸々の課題に対し解決しながら現行維持に向け努力している状況を述べつつ、現行制度の中で社会情勢に合った教育行政をすすめることは十分可能であり、何ら不都合を感じていないという見方をしているという意見も述べられています。

以上が全国市町村教育委員会連合会のまとめであります。

11月27日には、中央教育審議会の分科会で地方教育行政の最終責任者を教育委員会から自治体の長に移す答申案が示されました。また政治的影響を懸念する意見に配慮し、首長から教育長への指示などに制限が設けられていますし、教育委員会を執行機関に残す案も付記されています。案でありますので、まとまるまでに紆余曲折があると思われれます。関心をもって、みなさんも見守ってほしいと思います。

倉橋委員長

質問はありませんか。

瀬田委員

この問題が浮上したのは、大津市のいじめ問題が発端であると思いますが、そもそも教育委員会制度が住民のみなさんに浸透していなかったことが大きな問題であったと思います。今更申し上げても仕方がないことではありますが、A案、B案にしましても政治的中立性、継続性、安定性がいかに担保されるかが今後の正念場であると思います。

倉橋委員長

次に議題に移ります。

4. 議事

(1) 議第18号 (専決処分の承認について)

池田次長兼教育総務課長 ~資料に基づき説明~

議第18号「専決処分について」、最初に全体の概要を御説明申し上げます。資料の3ページをご覧ください。

今回の専決処分については、専決第3号「市民交流プラザふくちやま条例の制定について」から専決第11号の「損害賠償の額について」まで9件であります。いずれも市議会定例会に市長が議案として上程する内容であります。

12月市議会定例会に市長が議案として上程する内容につきましては、11月12日に開催しました教育委員会議で審議、議決いただいたところですが、今回、教育委員会後の議案としてあげております専決処分については、前回の教育委員会議の時点では確定していなかったものばかりであり、遅いものについては11月22日までに調整を行ってまいりました。

市議会に対しては、開会日の1週間前の11月25日に議案がオープンになる関係上、「福知山市教育委員会基本規則」の第11条の規定を適用し、教育長が教育委員会に代わり処理を行ったものであります。

次にそれぞれの案件の概要について御説明申し上げます。

専決第3号「市民交流プラザふくちやま条例の制定について」は、平成26年度にオープンとなる(仮称)市民交流プラザふくちやまの設置及び管理について、必要な事項を定めるものであります。主管は、中央公民館であります。

専決第4号「福知山市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について」は、中央公民館が(仮称)市民交流プラザふくちやまに移転することに伴い、所要の規定の整備を行うものです。主管は、中央公民館です。

専決第5号「福知山市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」は、図書館中央館が(仮称)市民交流プラザふくちやまに移転することに伴い、所要の規定の整備を行うものです。主管は、図書館中央館です。

専決第6号「福知山市立三岳青少年山の家条例の一部を改正する条例の制定について」は、消費税等の税率の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。主管は、生涯学習課です。

専決第7号「公の施設に係る指定管理者の指定について」から専決第10号「公の施設に係る指定管理者の指定について」の4件につきましては、新庄教育集会所、上小田教育集会所、一ノ宮教育集会所、東堀教育集会所の指定管理者について、いずれも平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間、引き続きそれぞれ教育集会所が所在する自治会を指定管理者と定めるものであります。主管は生涯学習

課です。

専決第11号「損害賠償の額について」は、9月3日に雀部小学校において発生した倒木による車両の破損について、相手方の損害を補償するものであります。主管は、教育総務課です。

以上、専決処分の承認について、概要を御説明申し上げます。個別の内容については、それぞれの所管する部署から順に御説明申し上げます。

倉橋委員長

そうでしたら、専決第11号の説明をまず、お願いします。

池田次長兼教育総務課長

それでは、教育総務課が所管しております「専決第11号損害賠償の額について」、御説明申し上げます。

教育委員会資料の44ページをご覧ください。

大雨警報が発令されました9月3日、雀部小学校において、児童の下校を迎えにきた保護者の田中樹里様が校内の駐車場に駐車した軽自動車に、数日来の雨により傾いていた高さ1.5メートル、幹周りが約1メートルの桜の木が倒れ、車両のフロントガラスと前部のボンネットの一部が破損いたしました。田中様は、その時、車から離れられておられましたので、怪我はありませんでした。

今回、車両の修理に関し、過失割合が市が100パーセントということで示談が整いましたので、車両の修理に要する相手方の損害39万1,650円を市が加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険を適用し、保険金により賠償するものです。

これに関連して参考までに、この事象が発生した直後、各学校、幼稚園に対し、敷地内の樹木について総点検を指示しました。そのうえで教育総務課でも現場を確認し、緊急に伐採が必要であると思われるものは、即対応し、合計76本を伐採しました。あわせて、この際、予算化して一斉に伐採することも必要と判断し、最終査定はまだではございますが、改めて新年度予算で合計533本の伐採を要望しているところでございます。

倉橋委員長

専決第11号について質問はありませんか。

人身事故が起きなかったことは、不幸中の幸いだと思います。

塩見委員

こういった危険な個所への対応について、各学校には連絡や指導をしていただいていますか。命に係わる重大な問題です。

池田次長兼教育総務課長

先ほど申し上げましたように敷地内を点検してもらうように伝えた際、あわせて指導及び指示をさせていただきました。

倉橋委員長 他に質問はありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 専決第11号について、議決をさせていただきます。異議はありませんか。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 異議はないので、専決第11号は可決承認します。続いて、専決第3号、第4号の説明をお願いします。

田中中央公民館長 専決第3号「市民交流プラザふくちやま条例の制定について」及び専決第4号「福知山市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について」、まず、全体的な概要を説明し、のちにそれぞれの詳細を説明いたします。

(仮称)市民交流プラザふくちやまの使用料については、各室において検討を重ねてまいりました。(仮称)市民交流プラザふくちやまは、公民館機能や、20万冊を超す蔵書を備える図書館など、中心市街地の活性化に寄与する複合施設としての機能を有しております。この施設をにぎわい創出の拠点という位置づけのもとで、多くの人に活用していただく観点から、現状の施設の使用料と大きく変動が生じないことを考えながら、より多くの人利用の促進を前提として使用料の設定を行ってきました。

まず、プラザ条例の適用範囲としましては、3階部分が該当します。また4階部分は、福知山市立公民館条例の適用範囲となります。

料金設定の基本的な考え方としましては、地方自治法の225条に基づいて、負担の公平性を考慮検討し、料金設定を行いました。現在の市民会館、中央公民館との料金差が出るだけ生じないように平準化を図りました。集客を見込む3階の「展示室」や「交流スペース」は、3日間連続使用される場合は、格安で使用できる料金設定といたしました。他の施設、近隣の施設と比較検討し、集客を重視し、可能な限り安く利用していただける料金設定といたしました。

それでは、資料の4ページからをご覧ください。制定の理由については、(仮称)市民交流プラザふくちやまの設置にあたり、図書館及び公民館並びに市民の学習活動を支援し、広く市民の交流の場を提供すると共に、市民文化の向上及び福祉の増進を図ることを目的として制定いたします。制定の概要は、(仮称)市民交流プラザふくちやまの設置及び管理について、必要事項を定めております。使用料については、別表で定めておりますし、別表第2の所で駐車場の使用料を設定しております。

倉橋委員長 それでは、ここで専決第3号について質問をお受けします。

瀬田委員 条例の第3条（使用の許可）について、申請期間は、設けておられないのですか。例えば、3年前から使用申請が可能なのですか。

田中中央公民館長 これについては、規則の中で決めていきます。現在、市民会館、中央公民館使用の申請に関しては、3か月前から予約が可能となっておりますので、同様の扱いにしたいと思いません。

瀬田委員 以前にもお話をさせていただきましたが、空き部屋がないように営業をかける方策を検討されていますか。

田中中央公民館長 人を集める機会を増やすために現在行っております講座数を増やしていくことを来年度予算のなかで、要望しております。また広く周知するために新聞等で啓発を図るために広告宣伝等の予算も要望しております。若い人に来てもらえる講座内容も検討しております。

瀬田委員 予約が同時に合った時の順位は、規則の中で決められるのですか。

田中中央公民館長 インターネットの予約受け付けも検討しておりましたが、予約が重なる可能性もあることからペーパーで予約を受け付けることとしております。電話での仮予約をしていただくことは可能ですが、正規の予約はペーパーでしていただくこととし、早く提出していた方を優先していきたいと考えております。

倉橋委員長 各部屋に入ることのできる人数を教えてください。

田中中央公民館長 定数を申し上げます。市民交流スペースの定数は96名で、これはテーブルを設置した場合の定数でありますので、イスだけの場合なら、約200人は入れます。研修室1は、45人、研修室2は、36人、視聴覚室は48人、小会議室は、18人、調理室は36人、和室1は36人、和室2は、12人、研修室3については63人、研修室4は27人、創作室は36人の定員であると確認しております。

瀬田委員 広域避難所の指定は考えておられないのですか。

田中中央公民館長 台風等で電車が動かなくなることが想定されます。その場合、こちらへ避難されることも考えられますので、対応できるように考えておかなければならないと危機管理室とは話しております。

倉橋委員長 駐車場の問題が気になるところです。駐車スペースは100台分ということなので、図書館の利用者等でかなり埋まっ

ていることも考えられ、会議のために急いで来た人などの駐車スペースがあるかどうか懸念します。3時間ほどの駐車ならそばにある「タイムズ」の駐車場より料金は安くなりますので、プラザの駐車場に駐車する方もいると思われます。常に駐車場がいっぱいになるのではないかと思います。

田中中央公民館長 今後、運営する中で検討しなければならないこともでてくるかもしれません。

倉橋委員長 それでは、専決第3号について、議決をさせていただきます。異議はありませんか。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 異議はないので、専決第3号は可決承認します。続いて、専決第4号の説明をお願いします。

田中中央公民館長 それでは、専決第4号「福知山市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。
資料の13ページからを御覧ください。

改正の理由は、福知山市立中央公民館の（仮称）市民交流プラザふくちやまへの移転に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。改正の概要は、第2条の中の福知山市立中央公民館の位置を「福知山市字内記100番地」から「福知山市駅前町400番地」に改めるものです。また、第5条関係別表第1項基本使用料中、中央公民館の室及び使用料を改めるとともに、第2項特別使用料のうち第2号中、冷暖房使用料を「6割」から「5割」に改め、三和地域公民館及び夜久野地域公民館の記載を改め、夜久野地域公民館並びに大江地域公民館の項及び同号の表、備考を削るものであります。

倉橋委員長 専決第4号について質問はありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 それでは、専決第4号について、議決をさせていただきます。異議はありませんか。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 異議はないので、専決第4号は可決承認します。次に、専決第5号の説明をお願いします。

塩見図書館中央館長

専決第5号「福知山市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」、御説明いたします。

資料21ページからお願いします。

改正理由といたしまして、福知山市立図書館中央館の（仮

称) 市民交流プラザふくちやまへの移転に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるためでございます。改正の概要は、(仮称) 市民交流プラザふくちやまの移転により、図書館中央館の所在地の変更、それに伴い情報センターを廃止すること、また、条例改正にあわせ日新地域公民館内に日新分館を所管しておりますが、これを公民館の図書室に変更するという3点についてが主な内容でございます。

倉橋委員長 専決第5号について質問はありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 それでは、専決5号について、議決をさせていただきます。異議はありませんか。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 異議はないので、専決5号は可決承認します。次に、専決6号から10号の説明をお願いします。

和田次長兼生涯学習課長

それでは、資料26ページから30ページにおいて、「福知山市三岳青少年山の家条例の一部を改正する条例の制定について」の御説明をいたします。

この条例改正は、消費税などの税率改正に伴い、指定管理施設の利用料金の金額が条例に定められている施設の条例を改正するものです。今回改正料金が即時に施設利用者の負担額にのせられるものではなく、料金設定の最大上限金額とするものです。

それでは資料の30ページを御覧ください。この料金設定については、「福知山市三岳青少年山の家条例 第11条」に利用料金の承認という項目がありまして、そのなかに「市長の承認を受けて利用料金を定めるものとする。」との項目があります。従いまして、現在の利用料金は、指定管理者の三岳地区管理運営委員会が市長の承認を得て設定しております。30ページの改正前の価格、右側の旧料金表の一番左側の時間設定、本館午前9時から午後1時までを例にとりますと、料金表では、2,000円としておりますが、実料金は料金表の金額の78.8パーセント、1,575円を設定しております。このように指定管理者の努力と工夫で運営をしていただいております。このように今回、改正をおこないたく提案させていただいている金額を利用者に全額上乘せするものではございません。

倉橋委員長 専決第6号について質問はありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 それでは、専決6号について、議決をさせていただきます。
異議はありませんか。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 異議はないので、専決第6号は可決承認します。
次に、専決第7号から10号の説明をお願いします。

和田次長兼生涯学習課長

資料31ページから42ページの専決第7号から10号については、内容が同じでありますので、お許しをいただいて一括で説明させていただきます。

今回指定管理者の募集をしましたのは、新庄、上小田、一ノ宮、東堀の4つの教育集会所であります。

この4館のうち、新庄、上小田、一ノ宮は平成18年から、東堀は22年を初回として指定管理制度を導入しております。

今回の公募においては、本年9月25日から10月24日までの1か月間を公募期間として公告いたしました。その間に、指定管理者公募説明会を9月27日に開催いたしました。募集を締め切りしましたところ、新庄教育集会所においては新庄自治会、上小田教育集会所については十三丘自治会、一ノ宮教育集会所においては一ノ宮自治会、東堀教育集会所には東堀自治会、それぞれ集会所の所在する自治会1団体から指定管理を受けたいという申し出がありましたので、外部委員として近畿税理士会福知山支部代表、人権擁護委員協議会代表、社会人権教育推進委員会代表のそれぞれ各1名、そして内部委員として部長級3人の計6名を委員として指定管理者選定委員会を11月5日に開催いたしました。選定方法は、施設の適正な維持管理、効果的な施設の活用などから、総合評価で70点、施設目的の理解、具体的管理運営などからなる個別評価で50点の計120点を各委員の持ち点として採点を行い、その70パーセントの84点以上に達している者を指定管理者の候補者として進めてまいりました。いずれの施設も応募者が条件に満たしておりましたので、候補者として、151万5,200円で決定いたしました。従いまして、4候補者について、12月の議会に提案させていただくものであります。

倉橋委員長 専決第7から10号について質問はありませんか。

瀬田委員 いずれの施設も指定管理料限度額と候補者見積額が同額となっております。前回の指定管理料が参考となっているのですか。

和田次長兼生涯学習課長

これらの施設は利益を生むものではありませんので、こちらから、単価がいくらになるかをお示しさせていただきます。このことにより同額になったものと思います。

倉橋委員長 専決第7号から10号について他に質問はありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 それでは、専決第7号から10号について、議決をさせていただきます。異議はありませんか。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 異議はないので、専決7号から10号は可決承認します。それでは、議第18号は承認をします。次に議第19号の説明をお願いします。

(2) 議第19号 (福知山市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について)

塩見図書館中央館長 ～資料に基づき説明～

先ほどの条例の改正に伴い、規則の一部を改正するものがございます。予算の関係上、再度調整し提案させていただくこととなります。

資料48ページから御説明させていただきます。

開館日と貸出先の2つが大きく変更となります。

まず、第2条では施設規模が大きくなることから副館長を置くこととします。第7条の休館日ですが、中央館については、月曜日を除いた祝日は開館し、また年末年始は12月29日から翌年1月4日までを休館日とし、300日開館を目指します。第9条の第2項について、飲酒することを禁じております。第10条の第2項の第4号において、駅前の活性化を図ることを目的に市町名を明確にし、第1号から3号以外の近隣の市町在住の方への貸出しを可能とします。以上の内容で規則については検討しておりますが、祝日開館や三丹地域の方への貸出等に伴い、人件費が問題となり開館に影響してきますので、正式に決定しましたら再度提案させていただきます。

倉橋委員長 議第19号について質問はありませんか。

大槻委員 新館のオープンにより、祝日も開館していただくことで、たくさんの方々が利用できるようになると思います。今現在、毎月1日は休館日となっておりますが、1日は開館となるのでしょうか。

塩見図書館中央館長 開館します。

荒木教育長 飲食できる図書館はありますか。

塩見図書館中央館長

今注目されている武雄市では、スターバックスがあり本を読みながら、お茶ができるようになっております。

図書館側からするとコーヒーをこぼされたりすれば、本の痛みが激しくなりますので、悩ましいところです。

食べることについては、所定の場所ですでにいただくこととなりますが、要望があれば教育委員会に諮り検討させていただきたいと思います。

荒木教育長

今日、確認したいことは、人員のことなのですか。

塩見図書館中央館長

祝日開館すると現状の職員数では運営が厳しい状況です。祝日開館をしなければ、基本計画の22人体制で運営できますが、祝日開館をすれば24人は最低必要となります。

倉橋委員長

プラザの目玉の一つには図書館があります。出来ることなら祝日も開館されることを市民のみなさんは望んでおられると思います。私としましては、この規則の案に賛成はいたします。また、三丹地域の方々への貸出について、どれくらいを見込んでおられるのですか。1日でみればどれくらい増えると予測されておられますか。

塩見図書館中央館長

現在、年10万人ほど来館があります。それが、2倍から3倍程度に増えるものと思われま。

荒木教育長

2倍、3倍に増えれば事務量はどれくらいになりますか。

塩見図書館中央館長

来館者が増えると事務量も増えますので、基本計画の職員数22人体制では運営が厳しくなります。シルバー人材センターにお願いしたり、ボランティアを育成し、館内案内や図書の返却に携わっていただくようなことも考えております。

荒木教育長

貸出は機械だけではできないのですか。

塩見図書館中央館長

やはり、機械では出来ない貸出の中での会話など人とのふれあいを感じるサービスも必要であります。

塩見委員

ボランティアの方の育成をしていただいて、活動の場を広げていただきたいと思います。

塩見図書館中央館長

従来は読み聞かせのボランティアの養成はありますが、視覚障害の方に対して代読するボランティアの養成を新たに考えております。

倉橋委員長 食事の対応や、職員数の問題、ボランティアの問題など細かい部分を詰めていただき、最終的に人員の目途のつく段階で提案をお願いします。
議第19号については、異議はありませんか。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 異議はないので、議第19号は承認をします。

(3) 議第20号 (教育委員会事務点検及び評価実施要綱の一部改正について)
池田次長兼教育総務課長 ~資料に基づき説明~

議第20号の説明において、資料の51ページから御覧ください。

改正箇所は第4条第1項の所であります。点検評価委員の人数を「2人」から「3人以内」とするという事です。経過としましては、市長から2人では少ないのではないかとの指摘をうけ、変更をしたということであります。

倉橋委員長 議第20号について、質問はありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 それでは、議第20号について、議決をさせていただきます。異議はありませんか。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 異議はないので、議第20号は可決承認します。次に報告事項へ移ります。

5. 教育委員会 報告・説明事項について

(1) 後援申請の承認結果について

外賀教育総務課長補佐 ~資料に基づき説明~

No.74 お楽しみ百人一首かるた大会

No.75 第7回「京都府北部ラグビー交流会」

No.76 平成25年度福知山剣道優勝大会

No.77 2013年度ピティナピアノステップ丹波地区

No.78 平成25年度第32回京都府スポーツ少年団バレーボール秋季交流大会

No.79 第19回舞鶴ライオンズ杯少年サッカー大会

No.80 三和町風の子を観る会

No.81 わらび座パフォーマンスバンド「響」公演 走れメロス

No.80と81については、不承認であります。

倉橋委員長 後援承認について、質問はありませんか。
No.80と81の不承認の理由をお願いします。

和田次長兼生涯学習課長

いずれも教育委員会の後援承認に関する取扱要綱の中の「個人、一流派、一地域程度のきわめて小範囲のものでないこと」、また「主催者の存在が明確であること」のこの2点の基準に合致しないことにより不承認といたしました。

倉橋委員長 他に質問はありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 次の報告事項へ移ります。

(2) 教育特例校について（夜久野学園）

芦田次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

資料の95ページをお願いします。

11月12日の教育委員会議の際に12月の補正予算の内容において債務負担行為調書でお示いたしました事業のなかのAET配置活用事業は、平成26年度から夜久野小中学校を教育課程特例校として「英会話コミュニケーション科」を設置し、英語教育、国際理解教育、外国語活動をすすめ、グローバル社会に対応できる人材の育成をめざし実施していく予定としております。そのために、AETを配置し活用していくものでありますが、特例校の内容については、森山学校教育課参事から御説明いたします。

森山学校教育課参事

今年度から夜久野学園がスタートしましたが、精華、育英、明正の3小学校が統合するにあたって英語教育を充実させ活性化を願う声があり、今年度についても総合学習の時間等において英語教育を行っております。来年度からは、現行の学習要領を変更して、教科をひとつ設けて行っていくというものであります。現在、文科省に申請中であり、12月には許可されるものと思われま。小学校1年生から中学校3年生まで週1時間英会話コミュニケーション科の授業が実施され、それ以外に小学校5・6年生では外国語活動が週1時間、中学校では英語の授業が週4時間あり、AETはすべての英語授業に入ることを想定しています。日常から英語をコミュニケーションツールとして使えるようにAETには、夜久野学園に常駐していただくことを考えております。

英会話コミュニケーション科の内容については、小学校1・2年生については、歌やゲームなどを使って表現する活動を主とし、3・4年生は外国の文化や生活を体験する学習を行い、5・6年生については言語を通じて文化体験をしていくことを考えております。夜久野学園で進めていく英語教育の研究は他方へ波及していきます。文科省の動きから早ければ3、4年後に小学校の外国語活動の授業が増えると思われま。夜久野で実施することは、今後活かされていくと思われま。

倉橋委員長 質問はありませんか。

塩見委員 「英会話コミュニケーション科」ということですので、評価はどのようになるのでしょうか。

森山学校教育課参事 現在、準備中です。

倉橋委員長 この科目の導入により、他の授業との兼ね合いから時間数は増えるのですか。減るのですか。

森山学校教育課参事 小学1年生で申し上げますと生活科の時間を一部充てます。また土曜日を活用し実施しますので全体として、授業数は増えます。5、6年生は総合的な学習時間が、年50時間ありますが、そのうち20時間をこの教科にあて、残り15時間は余剰時間で実施します。

瀬田委員 夜久野学園のAETの配置事業を他の学校にも広めたいというお話でしたが、どのように進められていくか具体的に考えておられるのですか。

森山学校教育課参事 先生間との交流のなかで、授業の進め方等の研究を行い広めたいと思います。

倉橋委員長 AETを増やすことは、財政的な問題もありますので、夜久野学園の成果を方法論で各学校へ活かしていくということですね。

森山学校教育課参事 はい、そうです。

倉橋委員長 他に質問はありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 次の報告事項へ移ります。

(3) 非常勤特別職の報酬額等の一部変更について

池田次長兼教育総務課長 ～資料に基づき説明～

資料97ページをお願いします。

教育委員のみなさんに直接関係のある内容となります。最初に意見とありますのは、市長の諮問機関として、議会の議員報酬の額並びに市長及び副市長並びに教育委員会の教育長の給料の額に関する条例案を議会に提出するとき、あらかじめその議員報酬及び給料の額について市長の諮問に応じ意見

を具申する事務を行う「特別職報酬等審議会」というのがございます。

昨年度、平成24年度の特別職報酬等審議会において、教育委員のみならず市全体として、「非常勤特別職の適正な報酬のあり方を検討すること」、「平成25年度中に検討結果を取りまとめるとともに、改定を行う場合は、平成26年度から運用することが望ましい」との意見が出されたものです。こうした意見を受け、事務局の総務部職員課を中心に「現行の報酬額が職務・職責に応じた報酬額となっているか」、「現行の報酬の支給単位が適当かどうか」「開催期間の長短で、報酬額を変更することができるかどうか」について、検討を重ねてまいりました。

その結果、過日新聞報道されましたとおり、教育委員に関する変更点については検討結果の1の②「定額費用弁償の廃止」というところにありますとおり、定額費用弁償、日額3,000円を廃止し、1キロメートルにつき37円の費用弁償を支給することになったものでございます。

なお、定額費用弁償については、資料の99ページに福知山市旅費支給条例第15条に規定されておりますが、その1項にあります委員さんのいずれも、平成26年4月1日以降、廃止することとなります。

ちなみに、資料98ページには府内各市の比較表を掲載しております。教育委員については他市と比較して低い金額にはなっていないことから、月額報酬に費用弁償を上乗せするということはせず、1キロメートルにつき37円の費用弁償を支給するということです。また、下の所にあります定額費用弁償については、府内では本市を含めて3市しか支給していない現状にあり、その中でも本市が一番高い額であるというものでございます。以上の検討結果をふまえ、来年4月1日からの改正となります。

倉橋委員長 このことについて質問はありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 次の報告事項へ移ります。

(4) 図書館協議会委員の公募について

塩見図書館中央館長 ～資料に基づき説明～

資料100ページをお願いします。

公募の趣旨として福知山市図書館協議会の委員数人を開かれた図書館の運営を進めるために市民から公募するものがあります。募集人員は2名程度といたします。応募条件は福知山市に住む18歳以上の方で、図書館の将来の展望を述べるができる人、また平日の会議に出席でき、今後2年間は福知山市に在住される方を条件としております。任期は平成26年6月1日から平成28年5月31日までとし、募集期間は平成26年1月20日から2月21日までといたします。

第1次の募集・選考方法は、広報ふくちやまや市のホームページ、新聞等をとおして広く告知し、応募のあった人から応募条件を満たしている人を選抜します。選抜した人を現委員が面接して、候補者数名にしぼります。絞った人を公開抽選し最終2名を決定します。

応募がなかった場合や応募要件に満たない場合の第2次募集・選考方法は、事務的に18歳以上の男女50人を無作為にデータ抽出し、抽出された方に郵送で応募案内を行い、エントリーを依頼します。数名の応募が予想されますので、抽選して男女各1名を決定します。3月中には決定したいと考えております。

倉橋委員長

このことについて、質問はありませんか。

近隣市町で公募しているところはありますか。また、第2次募集では男女をそれぞれ1名選ぶようですが、第1次募集では性別を問わず2名を選ぶということなのでしょうか。

塩見図書館中央館長

公募の選定は京都府下では、城陽市で行っております。選考は、教育委員会事務局の職員、教育部長や教育長が選考委員となり決定されているようです。本市において今回、図書館協議会で検討し、協議会で選考することを決めました。

公募委員の男女の選考ですが、思いとしては1次選考でも男女各1名を決めることができれば理想的だと思っております。2次選考は事務的に行いますので、選考委員の思いが反映されません。このことから、男女各1名と明確にしております。

塩見委員

例えば応募者が3人で応募要件は満たしているが面接をした時点で、3人ともがふさわしくないという結果となった場合、どのような理由でお断りされるのですか。

塩見図書館中央館長

選考基準を作り、採点表で選考をしたいと思っております。協議会で選考方法の詳細はつめていきます。

塩見委員

面接される際に、そのことは明確にされておいた方がよいのではないかと思います。

塩見図書館中央館長

採点については、オープンにする予定にしておりますので、合格点を示し、それに達しない場合は不採用となることを事前に説明する予定です。

瀬田委員

この施設は、市外の方の利用も多いと思います。福知山市の行政のサービスがここで評価されると思います。ぜひともこの施設のスタッフ全員には、接遇の訓練をしていただきたいと思います。

塩見図書館中央館長

職員育成において、予算要望はしております。研修ができるように考えております。

倉橋委員長

他に質問はありませんか。

全委員

特になし。

倉橋委員長

次の報告事項をお願いします。

(5) 佐藤八重子記念子ども読書活動振興基金購入図書シールの作成について
塩見図書館中央館長 ～資料に基づき説明～

佐藤八重子さんから寄付がありました。この寄附により購入した本に図案のシールをはり周知するものです。資料の下の部分のプレートについては、図書館の壁等に掲げ周知するものです。

倉橋委員長

このことについて、質問はありませんか。

全委員

特になし。

倉橋委員長

他に何か質問ありませんか。

塩見委員

この交流プラザの利用申し込みについて、先ほどの説明では、書類を提出することになるようですが、インターネットによる申し込みができるようにシステムの導入をお願いします。遠いところから書類での申し込みは不便でありますので、ぜひ、検討いただきたいと思います。

また、老木の倒木により危険個所の点検をされたようですが、遊具についても点検の予算化をお願いします。学校では月1回、職員が安全点検をしています。ほとんどが目視によるものです。専門家の点検をしていただければと思います。

倉橋委員長

現在、市民会館の予約について、なかなか部屋をおさえることが難しい状況です。新しい交流プラザでは、みなさんの利用頻度が高まることと思います。公平性の整理をしていただきたいと思います。

田中中央公民館長

インターネットによる申込みについてですが、当面は中央公民館だけの利用状況についてはホームページで予約状況が分かるようにしたいと考えております。部屋の申込みは、しばらくは、現状の方法で進めていきたいと思っています。

倉橋委員長

他に質問はありませんか。

全委員

特になし。

5. 閉会

倉橋委員長が閉会を宣言。